

体感震度

震度観測は明治時代から開始され、平成7年までは人（気象庁職員等）の体感の観測が主な震度の目安でした。

例えば、1949年（昭和27年）の「地震観測法」には、震度2（軽震）では大勢の人に感ずる程度のもので戸障子がわずかに動くのがわかる程度。震度5（強震）では、壁に割れ目が入り墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石垣などは破損する等、人の感じかたと物の動きやその壊れ方が震度の基準になっていることがわかります。

また、明治以前の過去の地震は建物などの被害記録等から震度を推定しています。

現在でも大きな被害地震の場合、地震時に各地点がどのような揺れであったかを、地震後に現地調査や地震時の建物の記録、人へ聞き取り調査を行い、震度の整理をすることもあります。



昔の震度観測の基準 各時代によって、震度を観測する目安が違うんだね！

震度 1

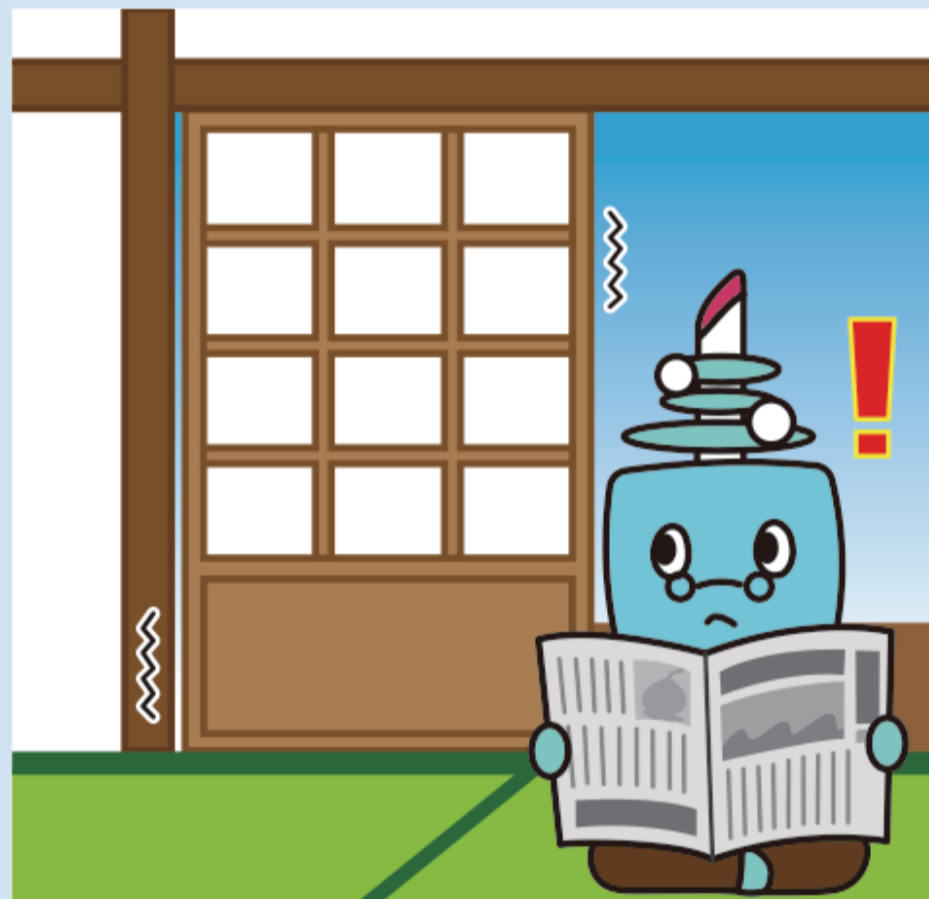


I 微震

静止せる人や特に地震に注意深い人
のみ感じた程度の地震

昭和 11-23 年「地震観測法」（抜粋）

震度 2



II 軽震

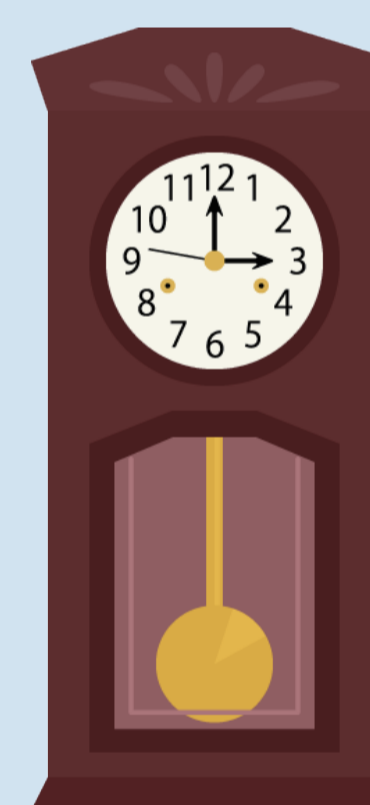
大勢の人が感ずる程度のもので戸障子の
わずかに動くのがわかるくらいの地震

昭和 24- 平成 8 年「地震観測法」

強(震度 4~5)

座り悪き器物の倒伏、液体の溢出、振り子
時計運動の停止したる等...

明治 29-40 年改正「地震報告心得」



振り子時計

震度 4

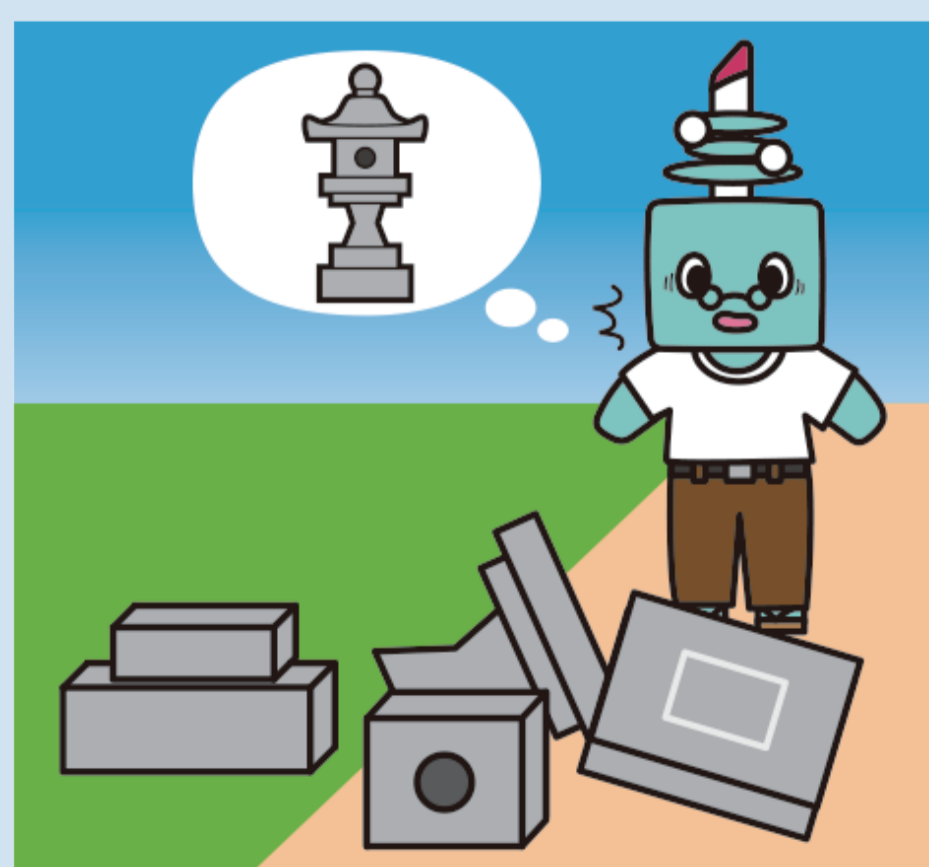


IV 中震

家屋の動揺が激しく、すわりの悪い花瓶
などは倒れ、器内の水はあふれ出る。

昭和 24- 平成 8 年「地震観測法」（抜粋）

震度 5

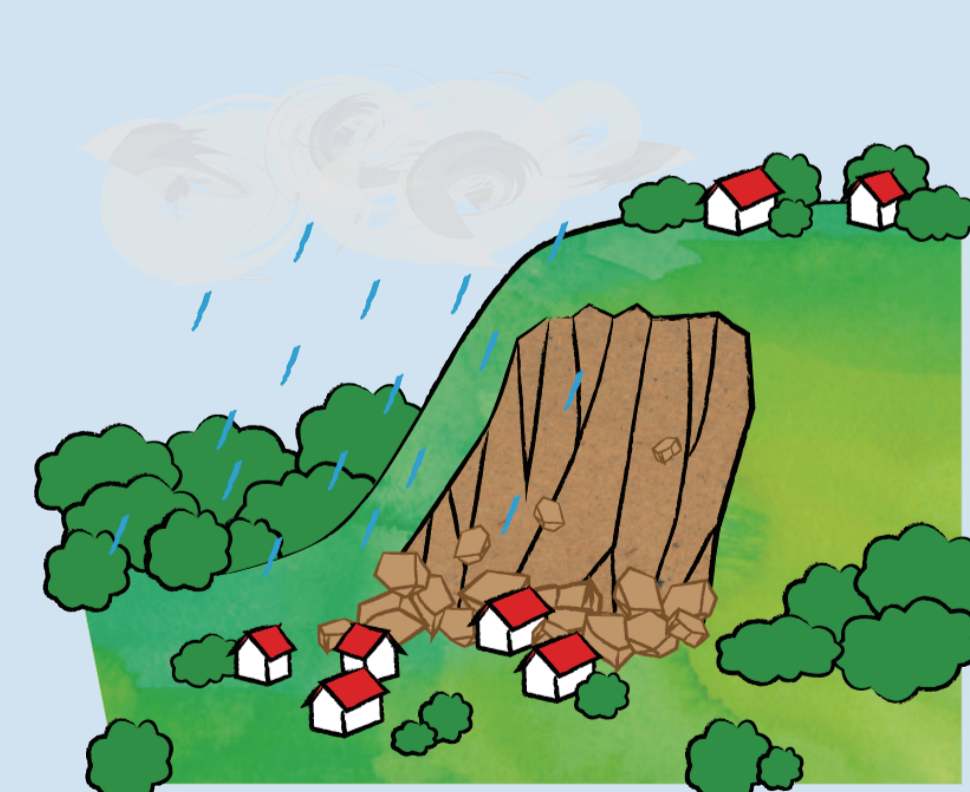


V 強震

壁に割れ目が入り、墓石、石どうろうが
倒れたり、煙突、石垣などが破損する

昭和 24- 平成 8 年「地震観測法」（抜粋）

烈(震度 6~7)



提供：国土防災技術（株）

VI 烈震

家屋が倒壊し山崩れが起こり地割れを
生ずる程度の地震

昭和 11-23 年「地震観測法」（抜粋）